Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年3月20日時点

~2023年4月19日

2023年4月20日~

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
第4章 料金等	第4章 料金等
(料金)	(料金)
第19条 別冊等に定めるメニュー等の料金等は、別冊に定める料金表又は当社のサービス	第19条 別冊等に定めるメニュー等の料金等は、別冊に定める料金表又は当社のサービス
サイト (https://sdpf.ntt.com/) に掲載する料金表 (以下、「Web料金表」といいます。)	サイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する料金表(以下、「Web料金表」といいます。)
に定めるところによります。	に定めるところによります。
2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により契約金額が不相当	2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により別冊等に定めるメ
となった場合、当社は、原則として契約金額の変更を実施できるものとします。但し、為	<u>ニュー等の料金等</u> が不相当となった場合、当社は、原則として <u>その料金等</u> の変更を実施
替の変動による契約金額の変更は、直近の暦月3か月間の平均TTMレート(株式会社三	できるものとします。また、別冊等に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、
菱東京UFJ銀行のホームページに記載されるもの)が、本契約締結時のTTMレート(同	30日前までに契約者に通知するものとします。
上)と比較して7%以上変動した場合に限定されるものとします。また、別冊等に定める	
メニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。	
第20条~第23条 (略)	第20条~第23条 (略)
第5章~第8章 (略)	第5章~第8章 (略)
補足削除	補足削除
	附則(令和5年3月14日 CNSデ第01032398号) この改正規定は、令和5年4月20日から実施します。